

令和6年2月20日

令和6年第2回守山市教育委員会定例会提出議案

令和6年2月20日

令和6年第2回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第1号	令和6年度守山市一般会計予算案のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第2号	令和6年度守山市育英奨学事業特別会計予算案に関する意見について・・・	7
議第3号	令和5年度守山市一般会計補正予算案（第12号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議第4号	地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について・・・	12
議第5号	守山市育英奨学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議第6号	守山市教育支援センターの設置および管理に関する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

議第 1 号

令和 6 年度守山市一般会計予算案のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和 6 年度守山市一般会計予算案のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

令和6年度守山市一般会計予算案

1 歳入歳出予算（教育委員会関係のみ抜粋）

（単位：千円、％）

一般会計総額 (A)	教育費 (B)	構成比 (B) / (A)
35,500,000	3,683,225	10.4

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
13	分担金及び負担金	598
	1 負担金	598
14	使用料及び手数料	10,654
	1 使用料	10,510
	2 手数料	144
15	国庫支出金	28,763
	2 国庫補助金	28,763
16	県支出金	20,024
	2 県補助金	18,348
	3 県委託金	1,676
17	財産収入	84
	1 財産運用収入	84
21	諸収入	494,208
	5 諸団体負担金	9,050
	6 雑入	485,158
22	市債	26,000
	1 市債	26,000
	合計	580,331
歳入合計（守山市一般会計）		35,500,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		
	1 教育総務費	677,639
	2 小学校費	376,183
	3 中学校費	227,843
	4 幼稚園費	610,518
	5 社会教育費	707,816
	6 保健体育費	1,083,226
	合計	3,683,225
歳出合計（守山市一般会計）		35,500,000

2 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
教育情報化推進支援事業	令和7年度から令和9年度まで	16,335千円
小学校体育館照明LED化事業	令和7年度から令和16年度まで	40,522千円
中学校体育館照明LED化事業	令和7年度から令和16年度まで	20,759千円

3 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 息	償還の方法
物部小学校校舎等改修事業	26,000千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行との他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議第 2 号

令和 6 年度守山市育英奨学事業特別会計予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和 6 年度守山市育英奨学事業特別会計予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

令和6年度守山市育英奨学事業特別会計予算案

1 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		84
	1 財産運用収入	84
2 使用料及び手数料		15,858
	1 一般会計繰入金	8,658
	2 育英奨学基金繰入金	7,200
3 国庫支出金		1,106
	1 繰越金	1,106
4 県支出金		3,252
	1 貸付金元金収入	3,251
	2 市預金利子	1
歳入合計		20,300

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		
	1 育英事業費	20,300
合計		20,300

議第3号

令和5年度守山市一般会計補正予算案（第12号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和5年度守山市一般会計補正予算案（第12号）のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和6年2月20日提出

守山市教育委員会

教育長 向坂正佳

令和5年度守山市一般会計補正予算案（第12号）《令和6年3月定例会月会議提案》

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,413,368	101,212	6,514,580
	2 国庫補助金	110,946	28,679	139,625
21 諸収入		1,475,858	△ 81,869	1,393,989
	6 雑入	57,489	△ 45,781	11,708
歳入合計		37,443,729	△ 215,519	37,228,210

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		3,824,109	△ 143,266	3,680,843
	1 教育総務費	670,053	△ 26,861	643,192
	2 小学校費	387,605	△ 37,067	350,538
	3 中学校費	253,378	△ 15,700	237,678
	4 幼稚園費	541,126	△ 14,200	526,926
	5 社会教育費	874,649	△ 47,738	826,911
	6 保健体育費	1,097,298	△ 1,700	1,095,598
歳出合計		37,443,729	△ 215,519	37,228,210

2 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設維持管理補修事業	5,400千円
10 教育費	4 幼稚園費	施設維持管理補修事業	2,752千円

議第 4 号

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

守山市教育委員会
教育長 向 坂 正 佳

議第 号

地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

(地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条第3項中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第8条第1項第2号中「100分の135」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第8条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができるパートタイム会計年度任用職員に対して支給する。

2 給与条例第22条第1項(同項後段を除く。)および第2項の規定は、前項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項後段中「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する給与条例第22条第2項の勤勉手当基礎額は、前条第1項第2号の規定により算定された報酬の月額とする。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第22条第5項の規定の例による。

(地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関す

る条例の一部改正)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第6条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 勤勉手当

第13条の前の見出しを「（期末手当および勤勉手当）」に改め、同条第3項中「100分の135」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第13条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができるフルタイム会計年度任用職員に対して支給する。

2 給与条例第22条第1項（同項後段を除く。）から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項後段中「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

第14条に次の1項を加える。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給については、給与条例第22条第5項の規定の例による。

第15条に次の1項を加える。

2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第22条第5項前段の規定の例による。

（守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 守山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 5 号

守山市育英奨学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市育英奨学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

守山市教育委員会
教育長 向 坂 正 佳

議第 号

守山市育英奨学条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市育英奨学条例の一部を改正する条例

守山市育英奨学条例（昭和30年条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 緊急学資資金（第26条―第29条）」を削り、「第30条」を「第26条」に改める。

第1条の2第3号を削る。

第5条第3項中「保護者」の次に「等」を加え、「大学院に修学しようとする者については、本人と同一生計の」を「奨学金または入学（留学）支度金の貸与を受けようとする者が未成年である場合にあつてはその者の親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、奨学金または入学（留学）支度金の貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、本人の」に改める。

第7条第1項本文中「、保護者」の次に「等」を加え、「（以下「保護者等」という。）」を削り、同項ただし書および第5号中「保護者等」の次に「または連帯保証人」を加える。

第13条の2および第16条第2項中「保護者等」の次に「および連帯保証人」を加える。

第3章の2を削る。

第30条を第26条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の守山市育英奨学条例の規定に基づき緊急学資資金の貸与を受けている者および同学資の貸与の申請を受け付けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

議第 6 号

守山市教育支援センターの設置および管理に関する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた守山市教育支援センターの設置および管理に関する条例案について、教育委員会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

議第 号

守山市教育支援センターの設置および管理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

守山市長 森 中 高 史

守山市教育支援センターの設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 子どもの学校、家庭等における教育上の課題解決に向けた支援を行い、もって子どもの社会的自立に資するため、守山市教育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
守山市教育支援センター	守山市勝部三丁目9番1号（守山市生涯学習・教育研究センター内）

(実施事業)

第3条 センターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 不登校対策をはじめとする児童生徒の教育支援に関すること。
- (3) 学校、福祉部局等関係機関との連携に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

(利用の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、本市に在住する者のうち、教育上の課題解決に向けた支援の必要な子どもおよびその保護者とする。

(職員)

第5条 センターに所長および必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(守山市生涯学習・教育支援センターの設置および管理に関する条例の一部改正)
- 2 守山市生涯学習・教育支援センターの設置および管理に関する条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。
題名中「教育支援」を「教育研究」に改める。
第4条第2号中ウを削り、エをウとする。
(議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部改正)
- 3 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第19号中「教育支援」を「教育研究」に改める。
(守山市使用料および手数料条例の一部改正)
- 4 守山市使用料および手数料条例（昭和30年条例第35号）の一部を次のように改正する。
第2条第17号ならびに第7条第1項第8号および第9号中「教育支援」を「教育研究」に改める。